

第 2 8 1 回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

- 1 . 開催年月日 令和 3 年 3 月 1 1 日 (木) 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 5
- 2 . 通知年月日 令和 3 年 3 月 1 日 (月)
- 3 . 公示年月日 令和 3 年 3 月 1 日 (月)
- 4 . 開催場所 長崎市尾上町 3 - 1
長崎県庁 3 階 3 0 5 会議室
- 5 . 出席者 (委員) 浅川会長、長野委員、内田委員、川添委員、松本委員、岡部委員、中澤委員、野田委員、小林委員、山口委員、平野委員、元田委員、吉谷委員
(事務局) 岩田事務局長、尾田事務局次長、村瀬課長補佐、市山係長、遠山主任技師
(県) 漁業振興課資源管理班 馬場課長補佐、石田主任技師、淵上技師
漁業調整班 谷内技師

6 . 議 題

- 第 1 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)
 - 第 2 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)
 - 第 3 号議案 長崎県資源管理方針別紙 1 - 1 第 4 及び同別紙 1 - 2 第 4 の別に定める「くるまぐる」の策定について (協議)
 - 第 4 号議案 長崎県資源管理指針の変更について
 - 第 5 号議案 もじゃこ漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)
 - 第 6 号議案 長崎県南部海区漁業調整委員会規程の一部改正について
 - 第 7 号議案 長崎県南部海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について
 - 第 8 号議案 長崎県南部海区漁業調整委員会指示の一部改正について
- その他
- (1) 平成 30 年長崎県南部海区漁業調整委員会指示第 1 号に係るなまこ漁業の届出結果報告について
 - (2) 天草不知火海区漁業調整委員会との定期協議会について

7. 議 事

(開 会)

事務局

ただ今から第281回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。始めに、浅川会長からご挨拶をお願いします。

会 長

(会長挨拶)

会 長

それでは議事に入ります前に、本日の委員の出席について事務局より説明を求めます。

事務局

本日は、松下委員、一瀬委員が欠席されております。
定員15名中、13名の委員の出席となっております。
出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。
また、本日は第1号議案から第3号議案説明のため漁業振興課漁業調整班から伊藤主任技師、谷内技師が出席しておりますので紹介します。

会 長

これより議事に入ります。
本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。
本日の議事録署名人は、平野委員と吉谷委員をお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案

「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」

第2号議案

「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」

第3号議案

「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くるまぐろ」の策定について(協議)」

第4号議案

「長崎県資源管理指針の変更について」

第5号議案

「もじゃこ漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」

第 6 号議案

「長崎県南部海区漁業調整委員会規程の一部改正について」

第 7 号議案

「長崎県南部海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」

第 8 号議案

「長崎県南部海区漁業調整委員会指示の一部改正について」

その他

（ 1 ）平成30年長崎県南部海区漁業調整委員会指示第 1 号に係るなまこ漁業の届出結果報告について

（ 2 ）天草不知火海区漁業調整委員会との定期協議会について
となっております。

それでは、第 1 号議案から第 3 号議案は関連する内容であるため、第 1 号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」、第 2 号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」、第 3 号議案「長崎県資源管理方針別紙 1 - 1 第 4 及び同別紙 1 - 2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」の策定について（協議）」を一括上程します。

なお、事務局からの説明後、審議を経て、議案ごとに議決することとします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

第 1 号議案について、お手元の資料 5 ページをご覧ください。県から第 1 号議案の諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

（ 諮問文朗読 ）

また、お手元の資料 7 ページから 2 5 ページまで、関連する資料を添付しております。

続いて、資料の 2 9 ページをご覧ください。県から第 2 号議案の諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、資料 3 1 ページに関連する資料を添付しております。

続いて、お手元の資料の 3 5 ページをご覧ください。県から第 3 号議案の協議文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(協議文朗読)

また、お手元の資料 3 7 ページから 6 6 ページまで、関連する資料を添付しております。

なお、資料 6 7 ページから 8 3 ページまでは、第 1 号議案から第 3 号議案に係る資料となっております。以上、県担当者(資源管理班、事務局)から通しでご説明いたします。

県担当者
(漁業振興
課資源管理
班、事務局
)

4 月より管理が始まる本県のするめいか、くろまぐろの T A C 管理を前に、「長崎県資源管理方針の変更」、「知事管理漁獲可能量の設定」及び「くろまぐろ T A C 長崎県計画の策定」について説明。

するめいか

・第 2 号議案の長崎県知事管理漁獲可能量(案)について説明。

「 1 . 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項」については、国から県へ割当てられた数量だが、令和 3 年漁期のするめいかは漁獲努力量管理となる従前の「若干」にあたる「現行水準」となっている。

・次に「 2 . 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項」については、県に配分された数量を県の資源管理方針で定めようとする知事管理区分毎に配分する数量を記載しているが、県の資源管理方針の別紙のとおり、スルメイカの知事管理区分は「長崎県するめいか漁業」一本で管理することとし、全漁業種類で「現行水準」としている。

・第 1 号議案の管理方針については、資料 1 9 ページの長崎県資源管理方針別紙 1 - 6 (資料 2 5 ページの新旧対照表)のとおり、新たに「するめいか」を追加。

・本県への数量配分は無く、「長崎県するめいか漁業」一本で管理。

第2の(2)で、管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理としている。

くるまぐる他

- ・第1号議案の県資源管理方針の変更については、別紙1-1くるまぐる(小型魚)、別紙1-2くるまぐる(大型魚)については、大臣管理漁業のくるまぐる資源管理が始まった1月を前に12月の方針策定時に定めており、今回変更する内容は軽微な変更であり、現行ルールに変更はない。

なお、資料16ページの方針別紙1-3でまあじで追加の記載をしているが、これは、本県全体のまあじ漁獲量が県全体の漁獲可能量の75%を超えたときに国から追加配分を受けたときの留保枠や漁獲可能量に関する規定を記載。

- ・第2号議案の知事管理漁獲量の設定については、資料31ページで本県に定められたくるまぐる小型魚と大型魚の数量、及び知事管理区分である定置漁業と漁船漁業に配分する数量について記載。
- ・第3号議案の長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くるまぐる」については、本県のくるまぐるTAC長崎県計画について記載しており、国の当初配分は前年どおりとなったことから、本県の当初配分も前年どおりとし、現在実行している第6管理期間と同様に計画をたてる内容としている。よって、年次等の時点修正と軽微な変更が主である。
- ・なお、管理方針の「割当量の融通等の調整」において、円滑な操業管理、ひいては消化率の向上につながるよう、県としても関係組合長会の協力のもと、海区間の漁獲枠の配分において、積極的に仲介・調整を図っていくこととしているが、これについては、資料42ページ(新旧対象表59ページ)のとおり、新たな事項として新設している。

会 長

ただいま説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

岡部委員

資料70ページの漁獲可能量(TAC)の配分シェア等の見直しについての中で、一点目が、基本シェアの算出においては平成29年から令和元年までの過去3カ年の漁獲実績を使用するが、するめいかについて

は平成27年から平成29年までとなった理由は何か。どこからか要望があったのか。

二点目が、令和3～5管理年度のTAC設定に当たっては、直近3か年（平成29年～令和元年）のデータを用いた基本シェアの見直しが必要となっており、ただし、決める年度だけは直近になるわけですが、TACの数量配分については毎年見直していく中で、シェア配分の3年については固定してしまう中で、古いシェアで最近年、来年、再来年を評価していくこととなる。資源状態が上がっていくときですが、以前マイワシが若干右肩上がりとなっていたときでも固定された3年が古すぎて、資源が上がっていない評価がずっとされていました。実際にこういう風にデジタル化され、データ収集量も上がっていく中で、直近3年を出す力は上がるのに、この分だけは固定された3年を活用していくというのが昔と全く変わっていません。ですので、果たしてこれが本当に資源状況を把握した上で、今の水産業界に適しているのかということに疑問を持ちます。右肩上がりの時には近いデータが有利になります。右肩下がりの時には遠いデータが有利のように思えます。でも実際には右肩上がりのときは過去の少ないときのデータで配分されて、資源状況は良くなっているのに漁獲できません。逆に右肩下がりのときは、過去の良かったときのデータでシェアをもらいますが、実際には資源がないので獲れません。ですので、あまり離れた3か年で評価というのが、資源や水産業界にとって本当に良いのか、このやり方が昔から変わっていませんし、検討されたようにも見えませんが、そこが現状、このままで良いのかと懸念しています。以上です。

県担当者
（漁業振興
課資源管理
班）

一点目のするめいかの基本シェアの配分についてですが、何故平成27年から平成29年までの漁獲実績を用いているのかについては、水産庁の説明では、資料にもあるとおり、するめいかについては、1年遅れてTAC制度の対象となったことから、基本シェアの見直しは令和4管理年度のTAC設定時に行うことになるとされています。

二点目のシェア配分の基礎となる3か年のデータを毎年更新しないのかについては、当県も言っているし、他県も言っているが、例えば、イワシであれば来遊状況で大きく変わるので、毎年、直近のデータでシェアを更新していくべきだという意見もあっています。これに対して水産庁の意見としては、基本的に留保枠を設けますので、来遊状況が変わっ

たとしても、その時点で柔軟に対応するという事です。もう一つが令和3年管理年度からの新たな取組として、県間のTAC数量の融通と県と大臣間の同融通について、クロマグロ以外の他のTAC種についても導入するとされており、来遊状況がよくなっても、獲れていない県等から融通してもらうことで柔軟に対応していけるのではないかとこの回答が水産庁からあっているところです。

岡部委員

一点目については、令和4管理年度から新しい基本シェアになるということですね。二点目が基本シェアにおける3か年の考え方ですが、留保枠とか融通でカバーするという話ですが、誰か水産庁の担当次第でどうにかなる形になりますよね。その時の担当者が融通をどんどんしまししょうという方もいれば、融通は県同士でやってくださいというふうに厳しく対応する担当者もいるかもしれない。これからTACの魚種がどんどん増えていこうとしている中で、資源管理において数量というのがどんどんシビアになっていく。そして漁業者の方にこれを理解してもらうことになるなかで、質問したら、そういうふうに大丈夫ですよ、という答え方を水産庁はしてきますが、例えばIQの数字も本当に正当な数字にならなければならない。それに対して古いデータに基づいたままでよいのかと、今年1年大丈夫ですよという答えで終わらせてはいけないのではないかとこのように見えています。この部分は長崎県からの声としてしっかり上げていってもらえればなと思っております。

会 長

他にございませんか。

全委員

(意見等なし)

会 長

他にご意見等もないようですので、議案ごとに議決をとることとします。

まず、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。

続きまして、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。

続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について(協議)」については、原案どおり策定して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について(協議)」については、原案どおり策定して差し支えない旨、回答することに決定します。

続きまして、第4号議案「長崎県資源管理指針の変更について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案について、お手元の資料の87ページをご覧ください。県から依頼文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(依頼文朗読)

また、お手元の資料89から174ページまで、関連する資料を添付しておりますので、県担当者(事務局)から説明いたします。

県担当者
(事務局)

長崎県資源管理指針を直近の農林水産統計年報、漁業センサス、代表漁業の漁獲実績や資源評価結果等に基づき、以下により更新を図ることについて説明。

漁種別管理

・イワシ類、トビウオ類、マダイ、ガザミ類、その他イカ類、サザエについて資源動向等を更新

漁業種類別管理

・更新なし

会 長

ただいま説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

岡部委員

漁種別管理総括表の資源評価において、サバ類の資源水準の「MSYを下回る」はこれまでの設定の「中位」と同じ取扱いをしていますが、この考え方でよいのでしょうか。また、ヒラメのように資源評価と漁獲状況に対する目標が、うまく関連していないように見えるものも見受けられますが、この取扱いをどのようにしているのでしょうか。

県担当者
(事務局)

国は改正漁業法の施行も踏まえ、TACの管理年度が始まった、又始めようとする魚種からMSYベースの資源評価に移行していています。よって、この新しい資源評価に基づく結果が、これまでの資源評価の水準や動向の考え方と単純にリンクしづらい点が出てきていることもありますので、今後、この整理の仕方については検討していきたいと思えます。

岡部委員

わかりました。今後、漁業者に対してわかりやすい説明が求められるでしょうから、よろしく願います。

会 長

他にございませんか。

全委員

(意見等なし)

会 長

他にご意見等もないようですので、第4号議案「長崎県資源管理指針の変更について」は、原案どおり変更することに異議はない旨、回答して

よろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、第4号議案「長崎県資源管理指針の変更について」は、原案どおり変更することに異議はない旨、回答することに決定します。

続きまして、第5号議案「もじゃこ漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 第5号議案について、お手元の資料の177ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、お手元の資料179ページに、関連する資料を添付しておりますので、県担当者(漁業調整班)から説明いたします。

県担当者 (漁業振興課漁業調整班) [本庁専決の新規許可申請を受け付ける以下の漁業(案)について、制限措置等の公示内容を説明。
もじゃこ漁業
・もじゃこすくい網漁業(長崎県海域)]

会 長 ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

全委員 (審議)

会 長 何かご意見等ございませんか。

全委員 (意見等なし)

会 長 ご意見等もないようですので、第5号議案「もじゃこ漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示の

会 長 内容を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、第5号議案「もじゃこ漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」については、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 続きまして、第6号議案及び第7号議案は関連する内容であるため、第6号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会規程の一部改正について」、第7号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」、を一括上程します。

なお、事務局からの説明後、審議を経て、議案ごとに議決することとします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の183～203ページに関連する資料を配布しておりますので、事務局から説明いたします。

事務局

委員会規程の一部改正

- ・令和2年12月1日施行の改正漁業法に対応するため、委員会規程の一部を以下内容で改正することを説明。

主な変更点

- (1) 漁業法145条第4項で、委員会議事録をインターネットの利用その他適切な方法により、公表しなければならないとされたことから、委員会規定第6条（議事録）に第3項を新設し、議事録を県が運営するホームページに載せて公表する旨を追加。これに伴い、旧規程第9条の縦覧に関する規定を削除。
- (2) 海区漁業調整委員会から互選される連合海区委員の任期について明確にするため、旧規程第10条（改正案第9条）連合海区の規定に第2項を新設。
- (3) 旧規程第11条第3項（改正案第10条）の事務局調整係に関する規定について、現在実態がないため削除。

事務局

委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正

- ・委員会規程の第8条で別に定める当該規程について、改正漁業法に対応するため、規程の一部を以下内容で改正することを説明。
- ・旧規程の第8条の根拠としていた漁業法第34条第7項の記載(許可の取消し等の不利益処分を受けそうな当事者等は、海区漁業調整委員会に対し、...資料の閲覧を求めることができる)が、法改正後に同法第89条第6項で「都道府県知事に対し、...資料の閲覧を求めることができる」と変更されたため、委員会に対して資料の閲覧を求められる手続きが想定されなくなったことから、この条項を削除。

会長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

吉谷委員

議事録については、県のホームページに公表するので紙ベースでは作成しないということになるのでしょうか。これまで行われてきた縦覧はどうなるのでしょうか。

事務局

紙ベースの議事録は作成しますが、縦覧については行わず、県ホームページで公表することになります。

吉谷委員

わかりました。

会長

他にご意見等ございませんか。

全委員

(意見等なし)

会長

他にご意見等もないようですので、議案ごとに議決をとることとします。

まず、第6号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会規程の一部改正について」は、原案どおり一部改正することにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第6号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会規程の一部改正について」は、原案どおり一部改正することに決定します。

続きまして、第7号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」は、原案どおり一部改正することにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第7号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」は、原案どおり一部改正することに決定します。

続きまして、第8号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会指示の一部改正について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

お手元の資料の207～209ページに関連する資料を配布しておりますので、事務局から説明いたします。

- ・令和2年11月20日の長崎県漁業調整規則（以下、規則という）の改正に伴い令和元年長崎県南部海域漁業調整委員会指示第1号に記載の規則の条にずれが発生していること。また、令和2年12月1日施行の漁業法の改正に伴う条ずれも発生しているため、同委員会指示の一部改正することを説明。
- ・なお、漁業法のみ記載されている他の委員会指示については、漁業法等の一部を改正する等の法律第29条（処分等の効力）の規定により、改正前の法律の規定によってした行為であって、改正後の法律に相当の規定があるものは、改正後の法律の相当の規定によってしたものとみなすことが出来ることとなっているため、改正は不要。

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

全委員

(審議)

会 長

何かご意見等ございませんか。

全委員

(意見等なし)

会 長

ご意見等もないようですので、第8号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会指示の一部改正について」は、原案どおり一部改正することにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

会長

ご異議もないようですので、第8号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会指示の一部改正について」は、原案どおり一部改正することに決定します。

続きまして、その他の件とします。

「(1)平成30年長崎県南部海区漁業調整委員会指示第1号に係るなまこ漁業の届出結果報告について」、報告をお願いします。

事務局

お手元の資料の213ページに関連する資料を配布しておりますので、事務局から報告いたします。

県担当者

(事務局)

なまこ漁業の届出

- ・令和2年度の長崎県南部海区漁業調整委員会指示第1号第3項に係る小型機船底びき網漁業以外の漁法でなまこ漁業を営む届出444件の内容について説明。

ナマコ漁業の採捕承認

- ・ただし書きによる大村湾内の漁業協同組合もしくは水産多面的機能発揮対策に係る大村湾内の漁業協同組合を主体とした活動組織が採捕する場合の承認1件の内容について説明。

(承認内容)

1. 届出者 大村湾地域漁業環境保全会
2. 内 容 水産多面的機能発揮対策に係るナマコの採捕
3. 操業区域 共同漁業権南共第63,64,65,66,67,69,70,71,72,73号
4. 操業期間 令和2年11月1日から令和2年11月14日

会 長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かありませんか。

全委員

(意見、質問なし)

会 長

次に、「(2)天草不知火海区漁業調整委員会との定期協議会について」、報告をお願いします。

事務局

事務局から報告します。

- ・長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書及びこれに基づく協議会運営要領により、協定の対象海域におけるまき網漁業と釣り漁業の操業秩序が確保されることを目的に協議会を毎年1回定期的に開催。
- ・開催地は長崎県と熊本県が交互に行うこととしており、令和2年度は長崎県が開催県。
- ・しかしながら、現在の新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮し、本年度については年度内に書面での開催。
- ・書面開催については、協議会の構成委員の浅川会長、岡部委員、小林委員、天草不知火海区漁業調整委員会及び立会人である九州漁業調整事務所の了解を得ている。
- ・協議会の結果については、次回の漁業調整委員会で報告。

会 長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かありませんか。

全委員

(意見、質問なし)

会 長

事務局からは何かありますか。

事務局

本日が、第21期長崎県南部海区漁業調整委員会委員による最後の会議となりましたので、会長より一言ご挨拶をお願いします。

会 長

(会長挨拶)

会 長

それでは、これをもちまして、第281回長崎県南部海区漁業調整

委員会を閉会いたします。

< 閉 会 >

(3 月 1 1 日 1 5 : 0 5 終 了)